

回 答 書

回答日：令和4年12月14日

回答者：宮崎県教育庁スポーツ振興課
競技力向上推進室 施設設備

質 問	回 答
<p>質問日：令和4年12月12日</p> <p>1 工事における配置予定技術者についてですが、手持ち工事がある場合の配置可能基準日をお教えてください。</p>	<p>1 配置予定技術者の専任要件の取扱いについては、原則的な取扱いとして、「本工事の配置予定技術者が、手持ち工事の監理技術者等となっている場合、「契約日」までに手持ち工事の工事完成届を提出し、工事着手日までに手持ち工事の引渡し完了すれば、本工事の監理技術者等になることができるとされていますが、」本件は、設計と施工を一括して発注する公募型プロポーザル方式で実施するため、上記の配置可能基準日である「契約日」を、実施設計完了後の「建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付日」として運用します。</p>

回答について質問等がある場合は、下記までご連絡下さい。

問い合わせ先

宮崎県教育庁スポーツ振興課競技力向上推進室

施設整備担当：酒井・田崎・甲斐

電話：0985（26）7594

FAX：0985（26）7339

Email：kyogiryokukojo@pref.miyazaki.lg.jp